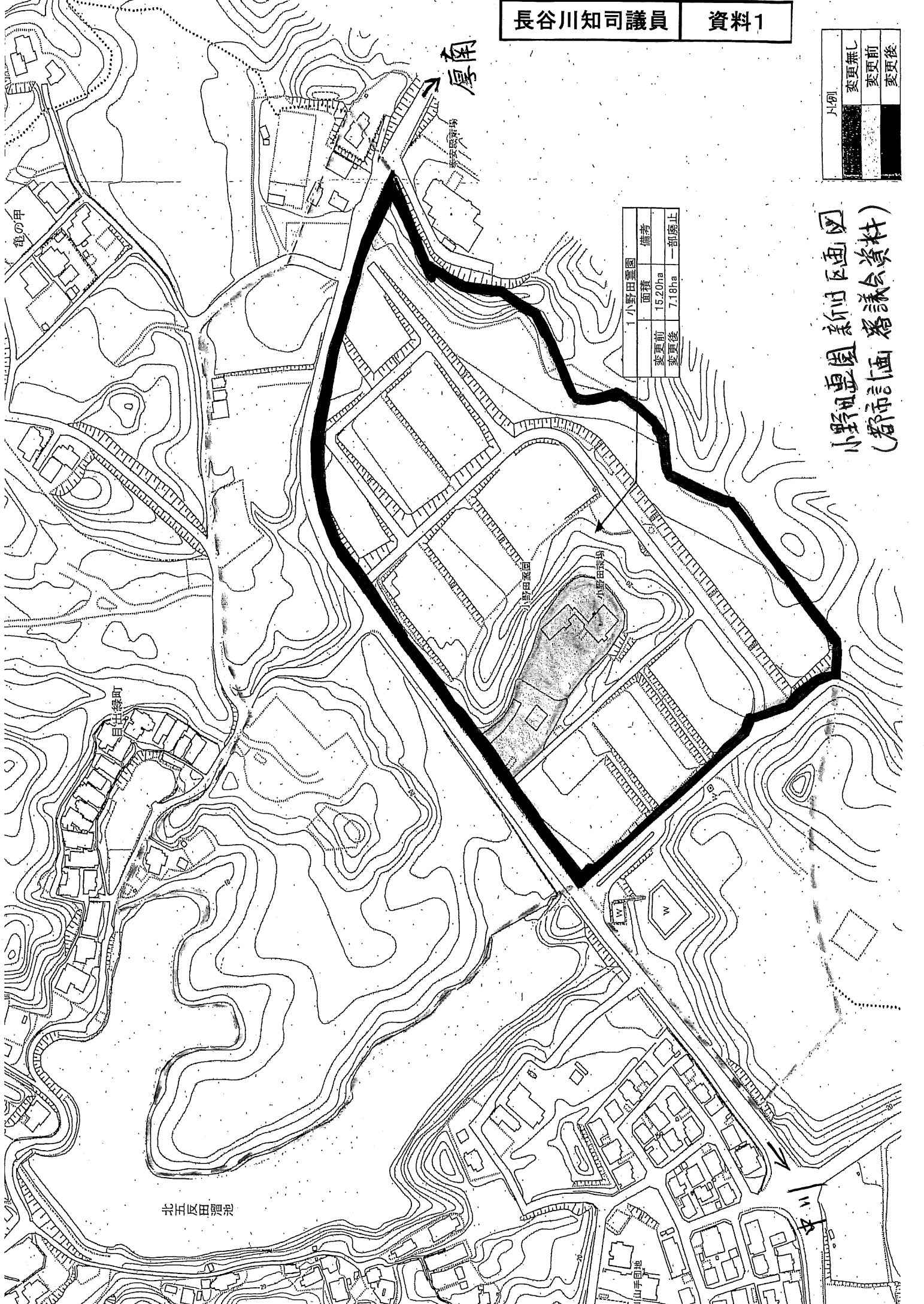


| 凡例   |   |
|------|---|
| 変更無し | ■ |
| 変更前  | □ |
| 変更後  | ■ |



| 1 小野田公園 |         |      |
|---------|---------|------|
| 面積      | 15.20ha | 備考   |
| 変更前     | 7.18ha  | 一部廃止 |
| 変更後     |         |      |

小野田公園新旧区画区  
(都市計画審議会資料)

110m

## 許可条件

別棟1階食堂、売店の使用許可の条件について、次のとおりといたします。

## ○使用する行政財産（建物）

| 所在地              | 建物名        | 面積                 | 使用場所            |
|------------------|------------|--------------------|-----------------|
| 山陽小野田市日の出一丁目1番1号 | 山陽小野田市役所別棟 | 205 m <sup>2</sup> | 別棟1階<br>(売店・食堂) |

○本建物は、老朽化し耐震性がなく、雨漏りも発生している状況です。使用においては十分に注意の上、御利用ください。

○本建物の使用許可期間は、原則年度ごとの更新となります。継続の許可申請手続をしてください。なお、別棟は解体を予定しているため、解体までの期間となります。

○電気代、水道料等の支払については、子メーター等を設置し、実費分を市にお支払いくください。

○改装する場合は、事前の協議をお願いします。

令和3年6月28日

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二